

平成31年度入学 推薦入試 試験問題の出典

総合政策学部

種別		著者名	著作物名	書名等	版元
小論文	資料A	小井土 彰宏 上林 千恵子	特集「日本社会と国際移民— 受入れ論争30年後の現実」に よせて	社会学評論68巻4号, 2018年, pp.472-474 より	日本社会 学会
	資料B	東京新聞	「不法」滞在者生かせ	東京新聞, 2015年4月12日付朝刊 より	東京新聞
	資料C	法務省入国管 理局	図表20 在留の資格別在留外 国人数の推移 図表38 在留資格別不法残留 者数の推移	「出入国管理」白書 平成29年度版, p.22, 42より	法務省入 国管理局
	資料D	法務省入国管 理局	図表31 類型別「不正行為」 件数(平成28年)	「出入国管理」白書 平成29年度版, p.35 より	法務省入 国管理局

総合政策学部

小 論 文 (90分)

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまでは、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 この冊子は、5ページあります。なお、下書き用紙が2枚あります。
- 3 試験中に問題冊子及び解答用紙の印刷不鮮明、ページの脱落などがあった場合は、手を挙げて試験監督者に知らせなさい。
- 4 解答は、必ず黒鉛筆（シャープペンシルも可）で記入し、ボールペンや万年筆などを使用してはいけません。
- 5 解答用紙には、氏名及び受験票と同じ受験番号を忘れずに記入しなさい。
- 6 解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
- 7 下書きの必要があれば、下書き用紙を利用してかまいません。
- 8 試験終了後、問題冊子と下書き用紙は持ち帰りなさい。

資料 (A) ~ (D) を読み、あとの問いに答えなさい。

資料 (A)

このような政策を論じるための基盤である「移民^(註1)政策」、それどころか「移民」という言葉さえも、次第に封印されたことで、移民をめぐる政策は分裂の様相を深めていく。そこで起こったのは、(1) 実質的な移民を別の正統性を根拠として「外国人」として受け入れるというパターンである。

第1に、1990年入管法は、先に述べたように「単純労働者」の受入れの拒否を原則とする一方、日系南米人たちを日本人の祖先をもつとして定住者として受け入れる門を開いた。ここでは、実質労働者とその家族の入国と定住が、日本にルーツを持つ人間の帰還というナショナルな帰属原理で正統化された。この結果として、ピーク時の2007年には約38万人に達するブラジル・ペルー国籍の人々が日本に在留した。

第2に、同じ改定入管法は、研修生ビザ^(註2)のカテゴリーを明確に規定し、現在の外国人技能実習制度設立の端緒となった。法務省・労働省（現、厚生労働省）・外務省・通産省（現、経済産業省）の4省共管の外郭機関である国際研修協力機構（略称JITCO）が実質的なこの制度の担当機関であり、1991年に設立された。この制度下で、縫製業、鋳造業を代表に、中小企業分野を主とする製造業や水産加工、建設などの研修生・実習生受入れのための監理団体が労働集約的産業分野を中心に設立された。（中略）

いまや日本国内の技能実習生数は2017年6月末現在で25万人を超えるまでになった。その実態は明らかに低賃金労働力供給であるが、これは国際協力のための人材育成という1980年代以降の日本において広く承認された強い正統性に基づいて、長く批判にさらされながらも維持され、改定を経ながらも拡大され、2016年の技能実習法成立につながっている。

第3に、2004年以降の経済連携協定（EPA）交渉の結果、その一環として形成されてきた看護師・介護士の受入れ制度があるだろう。東南アジア諸国における貿易・投資における優位を保つために、相手国の要望を一部受け入れ、経済統合をより包括化するものとして看護師・介護士の資格取得候補者として受け入れ、それぞれの国家資格を得た場合には、日本への定住を可能とするというスキームである。ここでは、新自由主義的な自由貿易・地域経済統合の枠組みを支える柱として正統化することで、外務省・経産省の主導で看護・介護労働力が導入されたのだ。

第4に、留学生（かつての「就学生」を含む）の拡大がある。（中略）この政策は、教育のグローバル化とともに日本の発信力強化、すなわちソフトパワーとしての日本の存在感を高める戦略として、ヴィジット・ジャパン、クールジャパン戦略と並ぶものとして位置づけられていく。この政策の背景には、単なる教育・労働力戦略としてではなく、喫緊の課題となった人口減への対応として好ましい将来人口を選び取り、育成するものとも指摘された。だが、その現実の機能は、より直接的に、一方で若年人口減の中で学生不足に陥る大学群の定員を補填し、他方で現在では労働力不足に陥りつつある職種で大量の労働力供給を可能とするパイプラインの役割を果たしている。

留学生は合法的に週28時間まで、休暇期間中は週40時間まで就労可能であると同時に、活動に伴う在留資格に課せられるような就労職種に制限がない。その結果として、大都市、地方都市を問わず拡大するコ

コンビニ、居酒屋チェーン、宅配便の仕分け業務といった人手不足の職場で彼らが拡大していることは、そのもっとも見えやすい風景であろう。さらに、今や、まさに労働力を欲する、教育とは元来無関係な企業群が次々に日本語学校を設立し、この計画の正統化原理とはおよそ異なる現実の機能と利害が露呈しつつある。

そして、第5に、2017年度から開始された国家戦略特区（大阪、神奈川、東京、兵庫）による移住家事労働者の受入れがある。ここでは、特区という地域限定の枠組みで、家事労働者が仲介業者（特定機関と呼ばれる）を経由して各家庭に派遣される。この論理は、EPA・留学生の拡大に比してより直接的に労働者の導入であるが、それは岩盤規制の撤廃＝外国人就労の緩和→女性活躍→競争力強化という新自由主義的な正統化の論理を経由する。特に、ここで特異な点は、女性活躍のための再生産領域支援という論理の組み立てであって、生産領域での租税・労働環境規制の撤廃といった通常の特区とは異なる政策回路が用いられていることだ。すなわち、市場原理、ナショナリズム、そして女性のチャンス拡大が、かつてない女性移民の家庭への導入の正統性の根拠とされる。

そして第6に、2016年11月に成立、2017年11月施行の技能実習法である。これによってはじめて外国人技能実習制度に法的根拠が付与され、その法に違反した監理団体や受入れ企業は、大臣権限をもつ技能実習機構が取り締まることが可能となった。（中略）

以上から見て取れるのは、日本における実質的に労働移民を受け入れる諸政策が、（先行する法制度構造に規定されながらも）各時期の状況に条件づけられ、それぞれ別領域に由来する政策的正統性を根拠に形成され続けてきたことである。（中略）この結果、諸政策領域が相互に隔離され、国際移民の日本社会への影響・政策効果の全体像が見えにくくなっている。

（注1）移民：自由な意思に基づき平和的に生活の場を外国に移し定住する人のことをいう。

（注2）ビザ：渡航する国の大使館や領事館で発行される、その外国人が持っている旅券（パスポート）の有効確認と入国に支障がないという推薦の意味を有する公印のこと。査証ともいう。

（小土井彰宏・上林千恵子「特集『日本社会と国際移民——受入れ論争30年後の現実』によせて」『社会学評論』68巻4号、日本社会学会、pp.472 - 474、2018年より、一部改変）

資料 (B)

この部分の問題は、著作権の関係により公開できません。

(『東京新聞』2015年4月12日付朝刊, 『『不法』滞在者生かせ』より, 一部改変)

資料 (C)

滞在者の内訳 (平成 28 年)

	人
中長期滞在外者総数	2,382,822
(内技能実習生)	228,588
非正規滞在外者総数	62,818
(内技能実習生)	5,852

* (1) 中長期滞在外者は正規滞在外者である。

(2) 上記表の技能実習生は在留資格技能実習 1 号イ・ロ、同 2 号イ・ロの合計である。

(法務省入国管理局『出入国管理』(白書)(日本語版)平成 29 年版, p.22「図表 20 在留の資格別在留外国人数の推移」, p.42「図表 38 在留資格別不法残留者数の推移」より作成)

資料 (D)

実施機関による類型別「不正行為」件数 (平成 28 年)

	計
不正行為	383
(内賃金等の不払)	121
(内技能実習計画との齟齬)	38
(内不法就労者の雇用等)	23

(法務省入国管理局『出入国管理』(白書)(日本語版)平成 29 年版, p.35「図表 31 類型別「不正行為」件数 (平成 28 年)」より作成)

問1 資料 (A) の下線部 (1) は何を指すのか, 300 字以内で説明しなさい。

問2 資料 (B) を読み, 下線部 (2) のメリット・デメリットを 200 字以内で説明しなさい。

問3 日本における今後の移民政策について, 資料 (A) ~ (D) を踏まえて, あなたの考えを 600 字以内で述べなさい。